

事 務 連 絡  
平成23年3月25日

各地方整備局等 宅地建物取引業法 担当者 殿

国土交通省総合政策局不動産課

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に伴う  
犯罪による収益の移転防止に関する法律等の特例措置について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による被災地域の被害が極めて甚大であることに鑑み、このような被災地域の非常事態時における犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の施行について適切に取り扱うため、この度、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成23年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。別添）が公布・施行されましたので、適切な措置等を講じられるようお願いいたします。

記

1 被災者の本人確認方法の特例（附則第6条第1項関係）